

淡路広域水道企業団制限付き一般競争入札実施要綱

平成 23 年 2 月 10 日

訓 令 第 2 号

改正	平成 24 年 2 月 14 日	訓令第 1 号	平成 29 年 3 月 22 日	訓令第 6 号
	平成 25 年 2 月 26 日	訓令第 1 号	令和 2 年 3 月 16 日	訓令第 1 号
	平成 27 年 3 月 10 日	訓令第 3 号	令和 2 年 10 月 13 日	訓令第 2 号
	平成 28 年 7 月 25 日	訓令第 2 号	令和 3 年 9 月 29 日	訓令第 1 号
	平成 28 年 9 月 26 日	訓令第 2 号		

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）及び淡路広域水道企業団契約規程（平成 22 年淡路広域水道企業団管理規程第 4 号。以下「契約規程」という。）の規定に基づき、淡路広域水道企業団（以下「企業団」という。）が発注する建設工事及び業務委託（以下「建設工事等」という。）の契約を締結するに当たり、一定の資格を定めて行う制限付き一般競争入札について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「制限付き一般競争入札」とは、一般競争入札のうち、政令第 167 条の 5 の 2 の規定に基づき、契約規程第 5 条第 1 項に定める入札参加資格者名簿に登録されている者を対象に実施し、入札参加者の事業所の所在地に関する資格を担当サービスセンター所管区域内又は淡路島内に建設業の許可を受けた主たる営業所を有する者等に制限することができる入札方法をいう。

2 この要綱において「事前審査型」とは、入札執行前に入札参加資格の確認を行い、資格確認通知を受けた者による入札の結果に基づき落札決定する入札方法をいう。

3 この要綱において「事後審査型」とは、入札執行後に決定した落札候補者から順に入札参加資格の確認を行い、適格である者を落札決定する入札方法をいう。

(適用範囲)

第 3 条 この要綱は、次の建設工事等について適用する。

- (1) 契約予定金額が 1,000 万円以上の建築一式工事以外の建設工事
- (2) 契約予定金額が 5,000 万円以上の建築一式工事
- (3) 業務委託は、契約予定金額が 1,000 万円以上の場合で、性質又は目的に応じて決定する。

2 次に掲げる場合は、前項の規定にかかわらず、制限付き一般競争入札によらないことができる。

(1) 災害復旧工事等の緊急を要する場合

(2) 特殊な建設工事等で施工（履行）能力を有する者が限られるため、制限付き一般競争入札によっても広範な入札参加が期待できない場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、企業長が特に必要があると認める建設工事等

3 制限付き一般競争入札は、原則として事後審査型により行うものとする。ただし、入札前に技術提案の審査を行う必要がある等、事後審査型の適用が適当と認められない場合は、この限りでない。

（入札の公告）

第4条 契約権者は、制限付き一般競争入札を実施するときは、契約規程第8条の規定に基づき、次に掲げる事項について入札の公告（以下「公告」という。）を行う。

(1) 入札に付する事項（工事名等）及び参加方法

(2) 入札に参加する者に必要な資格

(3) 契約条件を示す場所及び期間

(4) 公告事務を担当する課及び所在地

(5) 入札参加の手続に関する事項

(6) 入札及び開札の日時、場所及び方法

(7) 入札に関する条件

(8) 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(9) 無効とする入札に関する事項

(10) 設計書、仕様書及び図面等（以下「設計図書等」という。）の交付等に関する事項

(11) 設計図書等に対する質問及び回答

(12) 支払条件等に関する事項

(13) その他特に必要な事項

2 契約権者は、入札期日の前日から起算して少なくとも28日前から第9条第2項に規定する入札参加申込書の提出期限日（以下「申込期限日」という。）まで公告を行う。ただし、緊急やむを得ない理由のあるときは、10日前までに短縮することができる。

（入札参加資格）

第5条 制限付き一般競争入札に参加することができる資格（以下「入札参加資格」という。）を有する者は、契約規程第5条第1項に定める入札参加資格者名簿に登録されて

いる者で、次に掲げる事項のいずれの要件も満たすものとする。

(1) 政令及び建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）等に規定する事項

ア 政令第 167 条の 4 の規定に基づく淡路広域水道企業団入札参加資格制限基準（平成 23 年淡路広域水道企業団訓令第 1 号）による入札参加の資格制限に該当しない者であること。

イ 建設業法第 16 条に規定する下請契約を締結すると想定される場合にあつては、建設業法第 15 条の規定による特定建設業の許可を受けている者であること。

ウ 淡路広域水道企業団指名停止基準（平成 22 年淡路広域水道企業団訓令第 2 号）に基づく指名停止を受けていない者であること。

エ 建設業法第 26 条の規定による主任技術者又は監理技術者を、当該建設工事に適正に配置できる者であること。

オ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。

(2) 政令第 167 条の 5 の 2 の規定に基づき当該建設工事に必要と認め、定める資格

ア 企業団の入札参加資格を有する工種が、当該建設工種の工種と同じであること。

イ 建設業法第 27 条の 29 の規定による総合評定値通知書が契約締結日に有効であり、その総合評定値通知書の当該建設工種の工種に係る総合評定値が一定以上の者であること。

ウ 当該建設工事に係る設計業務等の受注者でない者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がない者であること。

エ その他個別の工事に応じて、企業長が必要と認める資格を有する者であること。

(3) 政令第 167 条の 5 の 2 の規定に基づき当該業務委託に必要と認め、定める資格

ア 業務に必要とする条件を満たしていること。

イ その他個別の業務委託に応じて、企業長が必要と認める資格を有する者であること。

2 次に掲げる者は、同一建設工事等の制限付き一般競争入札に参加することができない。

(1) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号に規定する子会社（以下「子会社」という。）と同条第 4 号に規定する親会社（以下「親会社」という。）との関係にある

る場合又は親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合のいずれかに該当する者

(2) 一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合又は一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項若しくは民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合のいずれかに該当する者

(3) 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が夫婦、親子の関係及び血族の兄弟姉妹の関係である場合

(4) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

(入札参加資格の設定)

第 6 条 契約権者は、当該建設工事等の発注に当たり、前条第 1 項第 2 号及び第 3 号に規定する入札参加資格を設定しようとするときは、淡路広域水道企業団競争入札参加資格審査会等（以下「審査会等」という。）の審議を経て行う。ただし、あらかじめ審査会等が入札参加資格設定に関する基準を定め、設定しようとする入札参加資格が当該基準に沿った内容であるときは、審査会等への改めての付議は要しない。

2 前項の規定により審議を経る場合は、入札参加資格設定調書（様式第 1 号）を作成し、審査会等の審議に付する。

3 建設工事において、前条第 1 項の入札参加資格を設定するに当たっては、次の事項に留意しなければならない。

(1) 当該建設工事の規模、内容及び施工技術等を勘案し、担当サービスセンター所管区域内の業者で施工が可能である工事又は多数の入札参加者が見込まれる工事にあつては、入札参加者の事業所の所在地に関する資格を、担当サービスセンター所管区域内又は淡路島内に建設業の許可を受けた主たる営業所等を有する者に制限することができること。

(2) 前条第 1 項第 1 号エの主任技術者又は監理技術者について、同一の者を重複して複数の工事に配置予定し入札参加申込みを行う場合において、これら複数の工事のうち他の工事を落札し、他の工事に当該配置予定技術者を配置することにより当該建設工事に当該配置予定技術者を配置できなくなったときは、請負代金の額が建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）第 27 条に定める金額未満である場合を除き、入札参加申込みの取下げを行うこと等を条件として付すこと。

(入札参加申込書及び提出資料の交付)

第 7 条 契約権者は、制限付き一般競争入札に参加を希望する者に対し、制限付き一般競争入札参加申込書（様式第 2 号－1 又は様式第 2 号－2。以下「申込書」とい

う。)及び事前審査型にあつては次に掲げる資料(以下「資格確認資料」という。)を公告の日から申込期限日までの間、交付する。ただし、特定業務委託共同企業体については、淡路広域水道企業団特定業務委託共同企業体取扱要綱に規定する書類を交付するものとする。

- (1) 資本的関係及び役員兼任に関する調書(様式第2号-3)
- (2) 配置予定技術者の資格調書(様式第3号-1又は様式第3号-2)及び、誓約書(様式第3号-3)
- (3) 建設業の許可及び経営事項審査結果並びに設計業務受注者関係調書(様式第4号)添付させる総合評定値通知書(写し)は契約締結日に有効なものであること。
- (4) その他必要と認める資料
(設計図書等の交付)

第8条 契約権者は、公告で設計図書を電子配布(ホームページからのダウンロード)の方法による交付を定め、設計図書電子配布パスワード交付申込書(様式第5号-1)と引き換えに、設計図書電子配布パスワード交付書(様式第5号-2)を無償で交付する。
(入札参加の申込み)

第9条 契約権者は、次に掲げるところにより、入札参加希望者に申込書及び事前審査型にあつては資格確認資料を、原則として持参により提出させる。

- (1) 申込期限日の翌日以降は、原則として、申込書及び資格確認資料の差替え又は再提出は認めない。
- (2) 申込書及び資格確認資料の作成並びに提出に係る費用は、入札参加申込者の負担とする。
- (3) 提出された申込書及び資格確認資料は、入札参加資格の確認以外に入札参加申込者に無断で使用しない。
- (4) 提出された申込書及び資格確認資料は、返却しない。

2 契約権者は、申込書及び資格確認資料の提出期間は、原則として公告を行った日から起算して少なくとも10日間を確保する。

3 契約権者は、入札執行が終了するまでは、入札参加申込者数及び入札参加申込者名を公表してはならない。

(事前審査型における入札参加資格の確認)

第10条 契約権者は、事前審査型における入札参加申込者の資格の確認を行おうとするときは、入札前に審査会等の審議を経なければならない。

2 入札参加資格の確認基準日は、入札参加申込期限日とする。

3 契約権者は、制限付き一般競争入札の参加申込者の資格確認書（様式第6号）を作成するとともに、配置予定技術者の資格調書の写しを併せて提出して審査会等の審議に付する。

4 審査会等は、入札参加申込者の資格の審議を行い、結果を契約権者に入札参加資格確認について（様式第7号）により通知する。

5 契約権者は、原則として申込期限日の翌日から起算して7日以内に、入札参加申込者に対して入札参加資格の有無を、入札参加資格確認通知書（様式第8号）により通知する。この場合において、入札参加資格がないと認めた入札参加申込者（以下「非資格者」という。）への入札参加資格確認通知書には、入札参加資格がないと認めた理由及び次条の説明を求めることができる旨を付記する。

（苦情の申立て）

第11条 前条第5項及び第17条第2号コの入札参加資格の確認結果に苦情がある非資格者は、入札参加資格がないと認めた理由について、契約権者に書面（様式は任意）を持参して、説明を求めることができる。

2 前項の申立期間は、前条第5項及び第17条第2号コの通知の日の翌日から起算して7日（淡路広域水道企業団の休日を定める条例（平成18年淡路広域水道企業団条例第5号）に定める休日（以下「企業団の休日」という。）を除く。）以内とする。

3 契約権者は、第1項の請求があったときは、速やかに入札参加資格がないとした理由を当該請求を行った者に、入札参加資格がないとした理由について（回答）（様式第9号）により通知する。

（設計図書に対する質問）

第12条 契約権者は、必要があると認めるときは、設計図書等に対する質問を受け付けることとし、原則として現場説明会は実施しない。

2 前項の質問は、書面（様式は任意）を持参させるものとし、提出期間は、原則として公告の日の翌日から入札日の7日前（企業団の休日を除く。次項の日数の計算についても同様とする。）までとする。

3 質問への回答は、公告終了の日の翌日より速やかに行うこととし、再質問の機会の確保に努めるものとする。ただし、回答に時間を要するものは、この限りでない。

4 質問書への最終回答期限は、入札日の5日前とする。

（入札保証金）

第13条 入札保証金は、政令第167条の5第1項に規定する資格を有する者による入札に付する場合において、国、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実

績、経営の規模及び状況その他状況から、その者がその契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときは免除する。

(入札の執行)

第 14 条 契約権者は、事前審査型にあつては、入札に参加しようとする者に、入札の執行に先立ち第 10 条第 5 項に規定する入札参加資格確認通知書の写しを提出させることができる。

2 契約権者は、入札に参加しようとする者に、工事費又は業務委託費の内訳書を提出させることができる。

3 契約権者は、開札に当たり、入札者又はその代理人に立ち合わせ、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち合わせる。

4 入札の執行回数は 2 回を限度として、初度の入札において、事前審査型にあつては落札者、事後審査型にあつては落札候補者がいない場合は、直ちに再度の入札を行う。ただし、事後審査型において、落札候補者として決定した全ての者について入札参加資格がないとした場合は、日を改めて再度入札を行う。

(入札の執行の取消し又は中止)

第 15 条 契約権者は、不正その他の理由により競争の実益がないと認めるときは、その入札の執行を取り消すことができる。

2 契約権者は、天災事変等のやむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を中止することができる。

(無効とする入札)

第 16 条 契約規程第 22 条の規定に該当する入札は、無効とする。

2 契約権者は、申込書又は資格確認資料に虚偽の記載をした者の入札及び開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることが確認された者のした入札であっても、無効とする。

(落札者の決定等)

第 17 条 契約権者は、法第 234 条第 3 項の規定による落札者の決定を次により行う。

(1) 事前審査型

ア 契約権者は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格を設定しない場合は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

イ 契約権者は、落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、くじ

によって落札者を決定することとし、落札となるべき同価の入札をした者に対し、くじを引くことを辞退させてはならない。

ウ 契約権者は、無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、落札の決定を取り消さなければならない。

エ 契約権者は、落札者を決定した場合において、落札者とされなかった入札者から請求があったときは、速やかに当該請求を行った入札者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合にあっては、無効とされた理由）を当該請求を行った入札者に、落札者とされなかった理由について（回答）（様式第 10 号）により通知する。

(2) 事後審査型

ア 契約権者は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者のうちから落札候補者を決定し、落札者の決定を保留したうえで開札を終了する。

イ 契約権者は、最低制限価格を設けた場合、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうちから落札候補者を決定し、落札者の決定を留保した上で開札を終了する。

ウ 契約権者は、落札候補者の決定後、速やかに落札候補者に連絡し、入札参加資格を確認するため、資格確認資料の提出を求めるものとし、落札候補者は、提出を指示された日の翌日から起算して、原則として 2 日以内（企業団の休日を除く。）に資格確認資料を提出しなければならない。ただし、入札公告に別に定めがある場合及び契約権者が別に提出日を指定した場合は、この限りでない。

エ 契約権者は、資格確認資料が提出された日の翌日から起算して、原則として 3 日以内（企業団の休日を除く。）に入札参加資格の確認を行い、入札参加資格を満たしていることを確認したときは落札者を決定し、落札決定通知書（様式第 11 号）により通知する。ただし、落札者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、くじにより落札者を決定することとし、落札者となるべき同価の入札をした者に対し、くじを引くことを辞退させてはならない。

オ 入札参加資格の確認基準日は、申込期限日とする。

カ 契約権者は、落札候補者の入札参加資格に疑義が生じたときは、審査会等に諮り、審査会等の審議により入札参加資格の有無を決定する。

キ 落札候補者が資格確認資料を期限内に提出しないとき又は落札候補者が契約権者の指示に応じないときは、当該落札候補者のした入札は、入札参加資格のない者のした入札とみなし、無効とする。

ク エにおける確認は、落札候補者が入札参加資格を満たしていることが確認できるまで、順次行う。

ケ 契約権者は、無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、落札の決定を取り消さなければならない。

コ 契約権者は、落札候補者に入札参加資格がないことを認めた場合は、当該落札候補者に対して入札参加非資格確認通知書（様式第 12 号）により通知する。この場合において、当該書面には入札参加資格がないと認めた理由及び第 11 条の説明を求めることができる旨を付記する。

サ 契約権者は、落札者を決定した場合において、前号の場合を除き落札者とされなかった入札者から請求があったときは、速やかに当該請求を行った入札者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合にあっては、無効とされた理由）を、落札者とされなかった理由について（回答）により通知する。

（契約保証金）

第 18 条 契約権者は、落札者に契約締結までに契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、落札者が保険会社との間に、企業団を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を提出する場合等、契約規程第 43 条の規定に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

（入札結果の公表）

第 19 条 契約権者は、開札後速やかに開札結果表を入札者及び入札立会人に示すとともに、落札決定後、最終入札結果及び入札の経緯を閲覧等の方法により公表する。

2 契約権者は、契約締結後、開札結果表に予定価格を書き込み、閲覧等の方法により公表する。

（入札までの日数）

第 20 条 契約権者は、公告の日から入札を執行するまでの日数は、制限付き一般競争入札の標準的事務手続（別記）の日数に準じて設定する。

（その他）

第 21 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に必要な事項は、別に定める。

2 兵庫県電子入札共同運営システムを利用して行う入札の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 2 月 14 日訓令第 1 号）

この訓令は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 2 月 26 日訓令第 1 号）

この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 10 日訓令第 3 号）

この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 7 月 25 日訓令第 2 号）

この訓令は、平成 28 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 9 月 26 日訓令第 2 号）

この訓令は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 22 日訓令第 6 号）

この訓令は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 16 日訓令第 1 号）

この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 10 月 13 日訓令第 2 号）

この訓令は、令和 2 年 11 月 1 日から施行する。

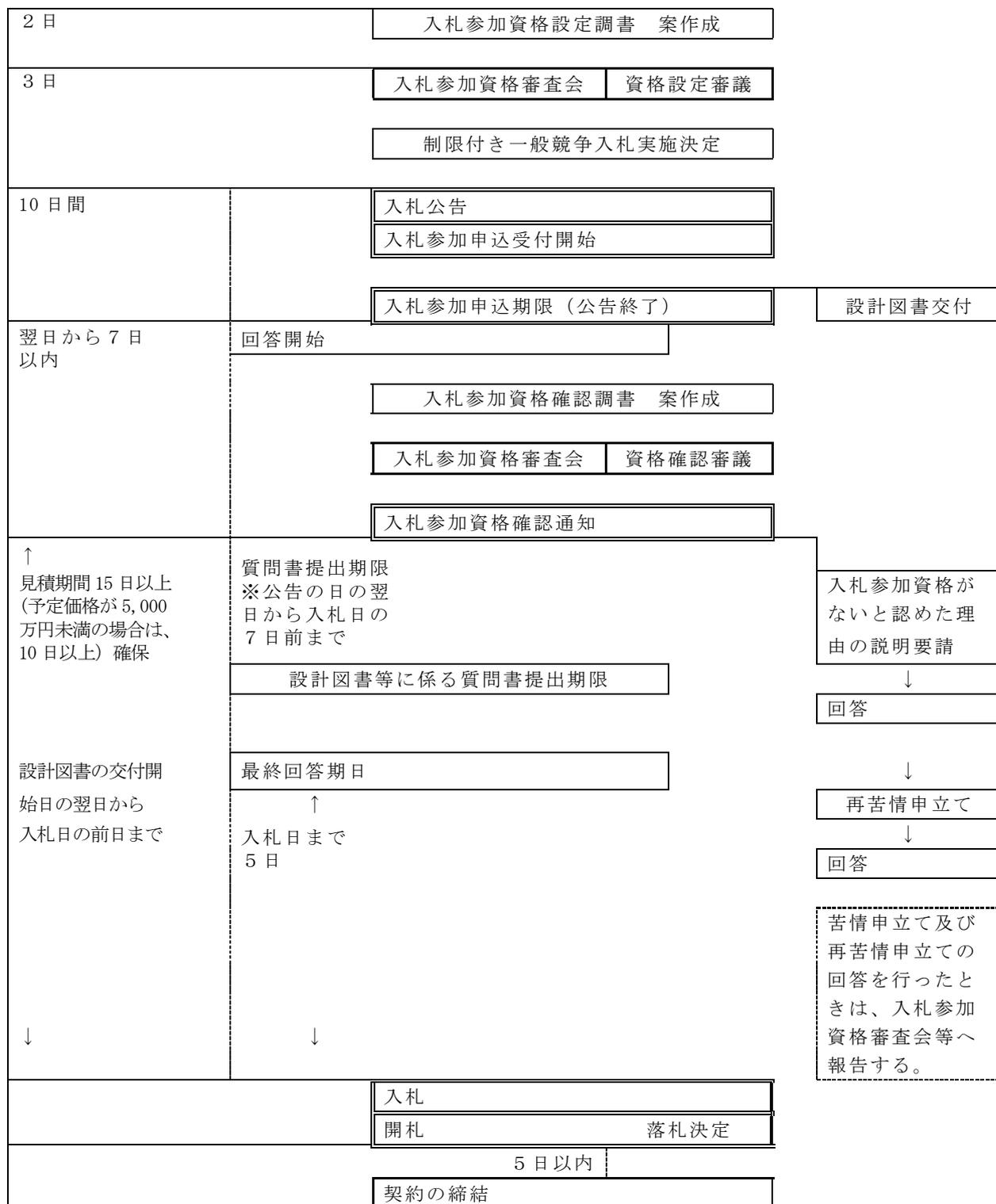
附 則（令和 3 年 9 月 29 日訓令第 1 号）

この訓令は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

別記（第 20 条関係）

制限付き一般競争入札（事前審査型）の標準的事務手続

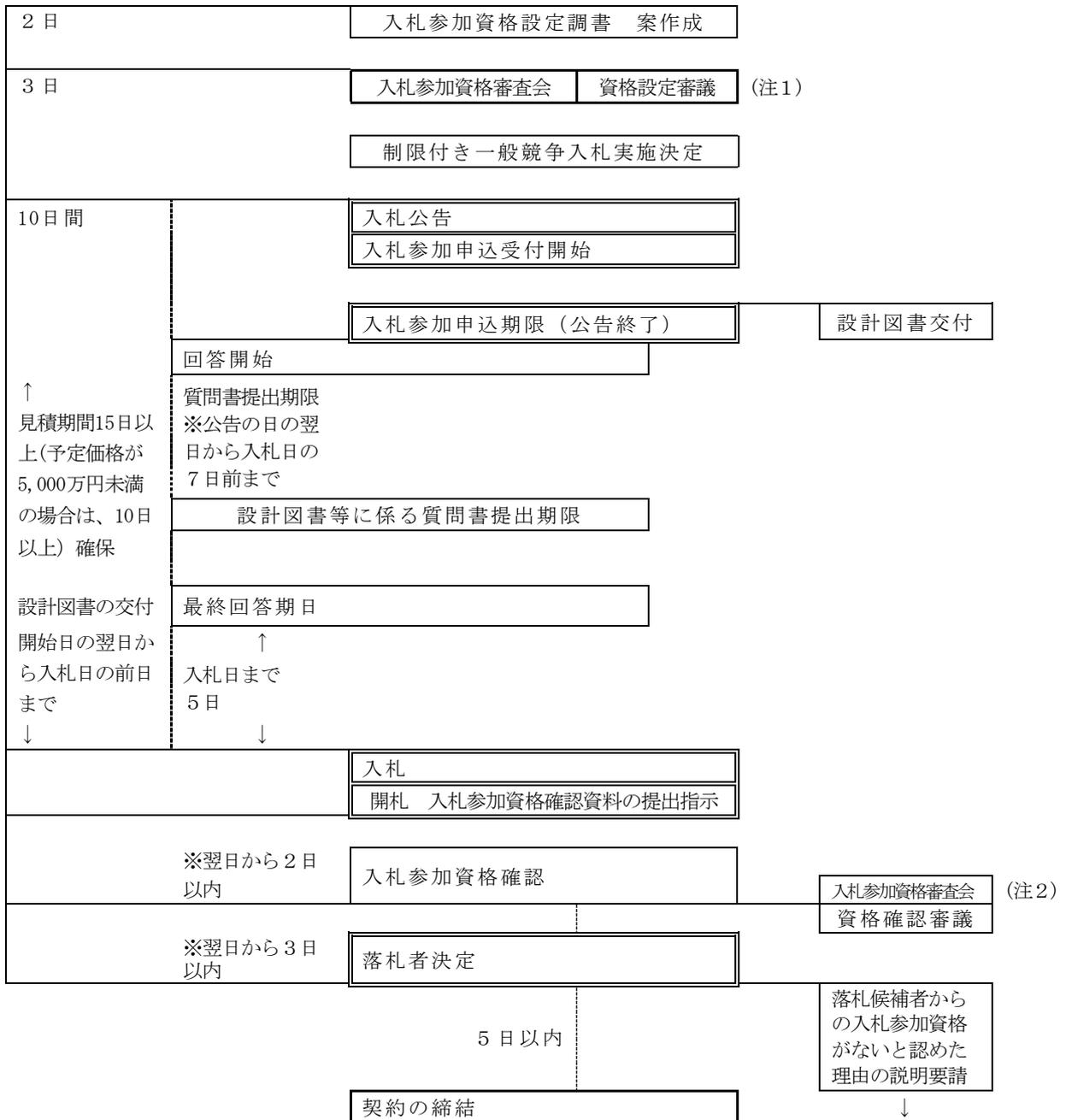
公告から落札決定まで	28 日以上	※土曜日、日曜日及び祝日を除く。
資格設定関係	5 日	
所要日数	33 日以上	



別記 その2

制限付き一般競争入札（事後審査型）の標準的業務手続

公告から落札決定まで	26日以上	※土曜日、日曜日及び祝日を除く。
資格設定関係	5日	
所要日数	31日以上	



(注1) あらかじめ、入札参加資格審査会等が承認した資格設定基準に沿った資格である場合は、審査会等の審議を省略することができる。

(注2) 落札候補者の入札参加資格に疑義が生じたときのみ審議



苦情申立て及び再苦情申立ての回答を行ったときは、入札参加資格審査会等へ報告する。

様式第1号（第6条関係）

入札参加資格設定調書

年 月 日

工事（委託業務）名				工種（業種）				
工事（履行）場所		工期（履行期間）		設計金額				
応募方式								
工事 （業務） 概要	工事（業務）目的							
	規 模							
	構 造 形 式							
	工 法							
公 告 日		・ ・	申込書の提出期限日	・ ・	資格確認日	・ ・	入札日	・ ・
資 格 要 件 の 設 定 理 由		（※ 別紙としても良いが、全文を記載すること。以下同じ。）						
見 込 対 象 者 数		者						
添 付 資 料		（位置図、平面図、断面図等）						
審 査 会 意								

様式第2号-1 (第7条関係)

制限付き一般競争(事前審査型)入札参加申込書

工事(委託業務)名:

入札日:

入札場所:

上記工事(業務委託)に係る競争入札に参加する資格について確認されたく、資料を添えて申し込みます。

なお、契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと並びに添付資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

違反した場合は、いかなる措置を受けても異議ありません。

年 月 日

淡路広域水道企業団

企業長 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

様式第2号-2 (第7条関係)

制限付き一般競争(事後審査型)入札参加申込書

工事(委託業務)名:

入札日:

入札場所:

上記工事(業務委託)に係る競争入札への参加を申し込みます。
なお、契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないことを誓約します。
違反した場合は、いかなる措置を受けても異議ありません。

年 月 日

淡路広域水道企業団

企業長 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

様式第2号-3 (第7条関係)

資 本 的 関 係 及 び 役 員 兼 任 に 関 する 調 書

年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

申請日現在において、当社と他の淡路広域水道企業団競争入札参加資格者間における資本的関係又は人的関係は、次のとおりです。

【申請者の状況】

更生会社・再生手続中の会社について	該当する ・ 該当しない
-------------------	--------------

【資本的関係・役員兼任の状況】

1	親会社又は子会社の関係にある会社の有無	有 ・ 無
2	他社（建設工事の場合は建設業許可有り）の役員を兼任している役員の有無	有 ・ 無
3	役員が夫婦、親子又は兄弟姉妹の関係にある会社の有無	有 ・ 無

※親会社：会社法第2条第4号の規定によるもの

※子会社：会社法第2条第3号の規定による子会社（建設工事の場合は建設業許可を有しているもの）

※役員：代表取締役、取締役、管財人等

※夫婦：法律上のものに限る。

※親子：民法上の規定による実子のほか、養子及び特別養子の関係にある者をいう。

※兄弟姉妹：血縁関係にある者をいい、姻族関係にあるもの（配偶者の兄弟姉妹）は、含まない。

「1」、「2」、「3」で「有」を選択した場合は、下記のうち該当する項目に記入すること。

【親会社の状況】

商号又は名称		建設業許可番号	
本店住所			

※建設業許可番号については、建設工事の制限付き一般競争入札の場合のみ記入してください。

【子会社の状況】

商号又は名称		建設業許可番号	
商号又は名称		建設業許可番号	
商号又は名称		建設業許可番号	

※建設業許可番号については、建設工事の制限付き一般競争入札の場合のみ記入してください。

【兼任役員の状況】

役 職 名	氏 名	兼任先の商号又は名称	兼任先の役職

※役職名は、「代表取締役」、「取締役」、「管財人」、「執行役」又は「代表執行役」のいずれかを記入してください。

【役員が夫婦、親子又は兄弟姉妹の関係にある会社】

当 社 の 役 員 等		夫婦、親子又は兄弟姉妹の関係にある会社及び役職等	
役 職	氏 名	商号又は名称	役職、氏名及び続柄

※記入欄が足りないときは、適宜記入欄を追加して用いること。

※「資本的关系及び役員兼任に関する調書」に虚偽の記載があった場合は、指名停止措置を行う場合があります。

様式第3号-1 (第7条関係)

配置予定技術者の資格調書 (建設工事)

商号又は名称

(対象工事名:)

項目	氏名	「記載例」 ○ ○ ○ ○			
最終学歴		〇〇大学工学部土木学科〇〇年卒業			
法令による免許等		(例) 一般土木施工管理技士・一級建設機械施工技士・技術士(建設部門、農業土木、林業部門の森林部門)・指定建設業監理技術者資格等(取得年及び登録番号) 監理技術者講習(修了年月日及び修了証番号)			
現在従事している工事名等					
当該技術者が淡路広域水道企業団の他の競争入札の配置予定技術者となっている工事名					

- (注) 1 法令による免許等については、免許等を証する書面の写しを添付してください。
 2 配置予定技術者は3人以内で記載し、契約締結後は、記載した技術者の中から専任で配置してください。
 3 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなった場合は入札してはならず、入札参加申込みをした者は、直ちに当該申込みの取下げ又は入札の辞退を行ってください。

様式第3号-2 (第7条関係)

配置予定技術者の資格調書 (業務委託)

商号又は名称

(対象委託業務名:)

区	分				
氏	名				
最	終	学	歴		
法令による免許・資格等					
同種業務委託の実績	発注者				
	委託業務名				
	履行場所				
	業務委託料				
	履行期間				
	業務委託概要				
	実務経験年数				

- (注) 1. 区分については、当該業務委託に必要な技術者等を記入してください。
2. 法令による免許・資格等については、免許・資格等を証する書面の写しを添付してください。
3. 同種業務委託の実績については、当該業務委託と同規模程度のものを優先して記入してください。ただし、公告で実績要件を定める場合は、それに応じて記入すること。

様式第3号-3 (第7条関係)

誓 約 書

年 月 日

淡路広域水道企業団

企業長 様

住 所

商号又は名称

代 表 者

下記の工事（業務委託）に関し、現場代理人及び建設業法第26条に規定する主任技術者等（業務委託に関しては技術者等）を適正に配置することを誓約します。

記

工事（委託）番号

工事（委託業務）名

（留意事項）

現場代理人及び技術者等の配置については、工事（業務委託）の安全管理等における重要な役割を担う者でもあるので、不適正な配置が認められた場合、提出書類（誓約書）の虚偽記載と認定し、指名停止措置（6カ月）を行なうこととなります。また、建設業法違反に当たる場合は、建設業許可行政庁（兵庫県又は国土交通省近畿地方整備局等）へ通報することとなりますので、かかる事態が生じることのないよう十分注意してください。

様式第4号（第7条関係）

建設業の許可及び経営事項審査結果並びに設計業務受注者関係調書

商号又は名称

（対象工事名： ）

項 目	内 訳		
建設業法の規定による建設業の許可状況	（発注業種の許可状況 業種・許可年月日・許可番号）		
	業種： 工事	許可年月日： 年 月 日	許可番号： 特 号
建設業法の規定による経営事項審査の状況	（発注業種の総合評定値 業種・審査基準日・総合評定値）		
	業種： 工事	審査基準日： 年 月 日	総合評定値： 点
本工事に係る設計業務等の受注者との関係	当該受注者の発行済株式の保有状況及び当該受注者への出資状況 （いずれかを○で囲み、有の場合は総額に対する割合を記載する。）	無	有（株式 %） （出資 %）
	当該受注者の役員となっている当社の役員の有無 （いずれかを○で囲み、有の場合は兼務している役員の役職名及び氏名を記載する。）	無	有（役職名： ） （役員氏名： ）

- （注） 1 建設業の許可の通知書の写し（契約締結日において法定有効期間内にあるもの）を添付してください。
 2 総合評定値通知書の写し（契約締結日において法定有効期間内にあるもの）を添付してください。
 3 本工事に係る設計業務等の受注者と関係があるとした場合は、株式の保有状況及び役員の就任状況が確認できる登記事項証明書等の写しを添付してください。
 4 制限付き一般競争入札の公告において、本工事に係る設計業務等の受注者が示されていない場合は、本工事に係る設計業務等の受注者関連の記載及び上記3は不要です。

様式第5号-1（第8条関係）

設計図書電子配布パスワード交付申込書

建設工事（業務委託）に係る制限付き一般競争入札のための設計図書等について、下記により電子配布を希望します。

記

1 対象工事（業務委託）

工事（委託）番号

工事（委託業務）名

2 配布図書

金抜設計書（特記仕様書を含む。） 1式

図 面 1式

年 月 日

淡路広域水道企業団

企業長 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

（注）電子配布パスワード交付申込みをした者は、淡路広域水道企業団ホームページから設計図書ファイル（自己展開型の圧縮ファイル）をダウンロードして、交付パスワードによりファイルを開いてください。

様式第5号-2（第8条関係）

設計図書電子配布パスワード交付書

一般競争入札参加申込者 様

淡路広域水道企業団総務課

年 月 日付けの入札公告により入札参加申込のあった下記の工事（業務委託）に係る設計図書について、淡路広域水道企業団ホームページからダウンロードした設計図書ファイル（自己展開型の圧縮ファイル）を開くためのパスワードを交付します。

記

- 1 対象工事（業務委託）
工事（委託）番号
工事（委託業務）名

- 2 パスワード

（注）パスワードは半角英数（英字は小文字）ですので、半角での入力をお願いします。

様式第6号（第10条関係）

制限付き一般競争入札の参加申込者の資格確認書

対象工事（委託業務）名

工事（履行）場所

（資格要件）

- 1
- 2
- 3
- ・
- ・

番号	県外の業者	納税の状況※	更生手続等の開始決定※	商号又は名称	資格制限	建設業の許可※	総合評定値	工事（業務委託）成績	施工（履行）実績（完成年度・概要等）※	配置予定者名	指名停止	総務課長の意見		審査会の意見		
												資格の有無	無の場合の理由	資格の有無	無の場合の理由	
1					無	特000000 R0.0.0	0000 R0.0.0	000	R0 〇〇工事〇〇工 00m	主任技術者 〇〇 〇〇	無	有				
2					無	特000000 R0.0.0	0000 R0.0.0	000	R0 〇〇工事〇〇工 00m	主任技術者 〇〇 〇〇	無	有				
3																
4																
5																

- ※ 「納税の状況」欄は、「法人市民税の未納がないこと。」等の入札参加資格要件を定めた場合のみ記載してください。
- ※ 「更生手続等の開始決定」欄は、会社更生法手続開始又は民事再生手続開始の決定があった場合のみ記載してください。
- ※ 「施工（履行）実績」欄は、これらを有していることが入札参加資格要件とされている場合のみ記載してください。

様式第7号（第10条関係）

年 月 日

淡路広域水道企業団
企業長 様

入札参加資格審査会委員長

入札参加資格確認について

先に依頼のありました下記工事（業務委託）に係る見出しのことについて、入札参加資格審査会において、（原案・別紙）のとおり決定されましたので通知します。

記

- 1 ○○工事（業務委託）
- 2 ○○工事（業務委託）
- ・
- ・
- ・

（審査会の審議に付された入札参加申込者の資格確認について、資格が無いと認められた場合は、提出のあった入札参加申込者の資格確認書の「審査会の意見」欄に記入し、写しを添付する。）

様式第8号（第10条関係）

入札参加資格確認通知書

第 年 月 日 号

住 所
商号又は名称
代表者氏名 様

淡路広域水道企業団 企業長 閣下

先に入札参加申込みのあった制限付き一般競争入札について、下記のとおり確認しました。

記

入 札 公 告 日		
工事（委託業務）名		
工事（履行）場所		
入札参加資格の有無	有 ・ 無	
	入札参加資格がないとした理由	

- ・ 入札参加資格がないと通知された方は、当職に対して入札参加資格がないとした理由について説明を求めることができます。
- ・ この説明を求める場合は、○年○月○日（○）（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）までにその旨を記載した書面（様式は任意）を持参してください。

（提出先）

淡路広域水道企業団総務課
電話番号 — —

様式第9号（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

淡路広域水道企業団 企業長

回

入札参加資格がないとした理由について（回答）

年 月 日付で説明を求められたことについては、下記のとおりです。

記

1 対象工事（委託業務）名

〇〇工事（業務委託）

2 入札参加資格がないとした理由

※ この回答書に記載した「入札参加資格がないとした理由」に対して苦情がある場合は、この回答書を受け取った日から10日以内に、淡路広域水道企業団企業長に苦情を申し立てることができます。

様式第 10 号（第 17 条関係）

第 号
年 月 日

様

淡路広域水道企業団 企業長

回

落札者とされなかった理由について（回答）

年 月 日に執行し、年 月 日に落札決定した〇〇工事（業務委託）に係る入札について、貴方【貴社】が落札者とされなかった理由【無効とされた理由】は、下記のとおりです。

記

落札者とされなかった理由【無効とされた理由】

様式第 11 号 (第 17 条関係)

第 号
年 月 日

様

淡路広域水道企業団 企業長 図

落 札 決 定 通 知 書

年 月 日に執行した入札については、下記のとおり落札を決定したので通知します。

記

1 対象工事 (委託業務) 名

〇〇工事 (業務委託)

2 落札決定日

年 月 日

3 落札者名

〇 〇 〇 〇

4 落札金額

円 (内、消費税額 円)

様式第 12 号（第 17 条関係）

入札参加非資格確認通知書

第 年 月 日 号

住 所
商号又は名称
代表者氏名 様

淡路広域水道企業団 企業長 印

先に入札された下記工事（業務委託）について、入札参加資格を審査した結果、下記の理由により入札参加資格がないと認めましたので通知します。

記

入 札 公 告 日	
工事（委託業務）名	
工事（履行）場所	
入札参加資格がない とした理由	

- 当職に対して入札参加資格がないとした理由について説明を求める場合は、○年○月○日（○）（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）までにその旨を記載した書面（様式は任意）を持参してください。

（提出先）

淡路広域水道企業団総務課
電話番号 — —